

第49号議案

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月4日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年加東市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の右に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第49号議案 要旨

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

放課後児童支援員の資格の認定に係る研修を実施することができる者として、指定都市及び中核市の長を加えること。（第10条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事_____</p> <p>_____が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>